

意見公募要領

1 意見公募対象

・製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件
(案)

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙の報道資料の「1 改正内容」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記 (1) の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所 (法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記 (2) ~ (4) のいずれかの場合は、意見書 (別紙様式) に氏名及び住所 (法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2) により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、

ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（3）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省消防庁危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（4）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和5年1月28日（土）から令和5年2月27日（月）まで（必着）

※郵送についても、公募期間内の必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場

合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁危険物保安室

担 当：伊藤

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
危険物保安室 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

**製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の
一部を改正する件（案）について**

令和 5 年 1 月
消防庁危険物保安室

【概要】

製造所等に設置される不活性ガス消火設備の技術上の基準については、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 557 号。以下「告示」という。）で定めているところ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）において定める不活性ガス消火設備の技術上の基準を一部引用している。

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 62 号）により新たに追加された全域放出方式の二酸化炭素消火設備の基準について、製造所等については義務化しないこととするため、告示を改正するものである。

○ 消防法施行規則に新たに追加された基準の一部の除外

消防法施行規則第 19 条第 5 項に追加された、第 13 号イ、第 14 号イ（ロ）、第 16 号イ（ロ）、第 17 号ハ括弧書、第 19 号イ（ハ）及び同号イ（ホ）を、告示第 5 条が例による対象から除く。

【内容・理由】

消防法施行規則の改正により、告示において製造所等の全域放出方式の二酸化炭素消火設備の技術上の基準の細目として引用されている消防法施行規則第 19 条第 5 項に、新たに基準が追加された。

消防法施行規則第 19 条第 5 項に追加された基準は、全域放出方式の二酸化炭素消火設備を熟知した特定の人間のみが立ち入る製造所等には適用する必要がないため、今回追加された基準を告示第 5 条において例による対象から除く必要がある。

【施行日】

令和 5 年 4 月 1 日

○総務省告示第 号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十八条の三の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百五十七号（製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目)</p> <p>第五条 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第五項(第一号、第二号の二、第四号イ(ハ)、第十三号イ、第十四号イロ)、第十六号イロ、第十七号ハ括弧書き並びに第十九号イ(ハ)及び(ホ)を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p>(全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目)</p> <p>第五条 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第十九条第五項(第一号、第二号の二及び第四号イ(ハ)を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。